## 新型コロナウィルス対応状況チェックリスト(通所系サービス用)

					 	,,
事業所名 (サービス種別)					事業所番号	
確認日	令和	年	月	日	確認者	

項目	Ø	確認事項	備考
事業所における感染防止策	į		
マニュアルの周知		国が作成した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版 (2019年3月)」の内容を確認し、職員全員に周知している。	
取組方針		社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行う。	
人員基準		「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(R2.2.17厚生労働省事務連絡)等による柔軟な取扱いを理解している。	
ポスターの掲示		国が作成したポスターを職員や利用者が見える所に掲示している。	
消毒用アルコールの設置		事業所入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼び掛けている。	
手すり、テーブル等の消毒		手すり、テーブル等の消毒を徹底している。	
換気の実施		デイルーム、静養室、事務室などについて、定期的に窓を開け、換気を実施している。	
事業所内の清掃の実施		事業所内をこまめに清掃している。	
廃棄物の処理		廃棄物(使用済みのティッシュペーパーやマスク等)は、直接触れないようにして適切に処理している。	
衛生用品等の確保		マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等が確保できている。	
プログラムの制限		カラオケや麻雀など、多数の利用者が集まり、接触して行うレクリエー ションを控えている。	
職員間の情報共有		職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し 取組を進める。	
イベントの中止		外部の者も参加するイベント等を中止している。	
職員への対応			
体温計測		各自、出勤前に体温を計測し、発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状が認められる場合には出勤しない。	
発熱後の出勤		過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。	
<b>神号のは中代的の</b> 相相		発熱等の症状が認められる場合、管理者に報告させ、確実に把握して いる。	
職員の健康状態の把握		発熱等の症状が解消しても引き続き健康状態に留意している。	
アルコール消毒		入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。	
手洗い		液体石けんでの十分な手洗いを徹底している。	
マスクの着用・咳エチケット		事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。	
		食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従業者と一定 の距離を保つ。	
海外渡航歴の確認		職員とその家族の海外渡航歴の確認を行っている。	
公共交通機関の利用制限		極力、公共交通機関を利用しての出勤を制限、又は時差出勤を推奨している。	
人込みへの外出自粛		不要不急の人込みへの外出の自粛を促している。	
会議等への出席の見合わせ		不要不急の会議等への出席を見合わせている。	

利用者への対応				
体温計測		送迎車に乗車する前に体温を計測し、発熱が認められる場合には、利 用を断る。		
過去に発熱があった場合の対応		過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、利用を断る。		
発熱等の対応		以下のいずれかに該当する場合には、主治医や横浜市新型コロナウイ/(045-550-5530)に連絡し、指示を受ける。 ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の <u>強い症状</u> のいずれ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの <u>比較的軽い風邪の症状</u> があ(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がる、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合。	れかがある場合 る場合	
		発熱等により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に対して、訪問介護等の提供等の必要性について検討するための情報提供を行う。		
体調把握		日中の健康状況を把握し、発熱が認められる場合は、原則個室に移している。家族に連絡して迎えを待つ。		
感染防止		感染が疑われる利用者には、呼吸状態により着用が難しい場合を除き、原則としてマスクを着用してもらう。手洗いやうがい等を徹底し、感染防止の指導を行っている。		
人混みへの外出自粛		不要不急の人込みへの外出の自粛を要請している。		
代替サービスの確保・調整		居宅介護支援事業所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等において必要な対応がとられるよう努める。		
来所者、委託業者等への対応				
アルコール消毒		入口やトイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。		
手洗い		事業所に入る際に、手洗いを徹底している。		
マスクの着用、咳エチケット		事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。		
		物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行っている。		
委託業者等への対応		事業所内に立ち入る場合は体温を計測してもらい、発熱が認められる 場合は入館を断っている。		
		事業所内に立ち入る場合は、出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先を 記載しておく。		
来訪者への対応		不要不急の来所を遠慮していただくよう、周知している。		
ボランティア等の対応		実習生、ボランティア等の受入れを自粛している。		

感染が疑われる者が発生した場合①					
感染が疑われる者	以下のいずれかに該当する場合には、主治医や横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター(045-550-5530)等へ相談する。(これらに該当しない場合の相談も可能) ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の <u>強い症状</u> のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合。 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ず相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。)				
		互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ等、利用者同士 の距離について配慮する。			
利用者への対応		マスクを着用する。			
		アルコール消毒による手指消毒を徹底する。			
関係機関等への相談		主治医へ相談する。			
対  木成  利守、い/口改		横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンターの指示に従う。			
		速やかに管理者等への報告を行う。			
		事業所内で情報共有する。			
情報共有・報告等の実施		横浜市健康福祉局介護事業指導課へ報告する。 (メール:kf-corona@city.yokohama.jp) ※件名に【コロナ】と表示してください。			
		利用者の家族等に報告を行う。			
		担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。			
		感染が疑われる者が利用した共用スペースの消毒・清掃			
消毒・清掃等の実施		消毒・清掃は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次 亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。 (次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、 効果が不確実であることから行わないこと。)			
		トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。			
調査対応		症状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録(体温、症状等わかるもの)、直近2週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備する。			
感染が疑われる者が発生し	た場合	②(濃厚接触が疑われる者の特定等)			
		感染が疑われる者と長時間の接触があった者がいるか。			
濃厚接触が疑われる者の 特定		適切な感染の防護無しに感染が疑われる者を看護又は介護していた者 がいるか。			
		感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に 直接触れた可能性が高い者がいるか。			
利用者に濃厚接触が疑われる場合		自宅待機を行い、保健所の指示に従う。			
		居宅介護支援事業所等と連携し、保健所等からの指示も踏まえた上で、生活に必要なサービスを確保する。			
職員に濃厚接触が疑われ		発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。			
る場合		発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の 状況も踏まえ対応する。			

感染が疑われる者が発生した場合③ (濃厚接触が疑われる利用者への対応)					
換気		当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5 ~ 10 分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。			
来訪者の接触制限		管理者等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。			
体温計等の器具		体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用 者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。			
		当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当 職員を分けて対応を行う。			
		職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。			
介護等の担当職員		手袋を外した後は手指消毒を行う。			
		咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じて フェイスシールド、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。			
		ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒 用エタノールによる手指消毒を実施する。			
手洗い・手指消毒		「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。			
		手指消毒の前に顔(目・鼻・ロ)を触らないように注意する。			
感染が疑われる者が発生し	た場合	④ (濃厚接触が疑われる者への個別のケア等の留意点)			
		食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。			
食事の介助等		食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用 者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用す る。			
		まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナト リウム液に浸漬後、洗浄する。			
		使用するトイレの空間は分ける。			
排泄の介助等 (ポータブルトイレ利用の場		おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。			
合も同様)		おむつは感染性廃棄物として処理を行う。			
		使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を 行う。			
		介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。			
清潔・入浴の介助等		清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80°C10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。			
		個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。 その際も、必要な清掃等を行う。			
リネン・衣類の洗濯等		当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80°C10 分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。			
		当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。			
濃厚接触が疑われる利用 者以外の利用者		手洗い等の感染防止のための取組を促す。			